

# 募集型企画旅行取引条件書

## (その他、当社の企画・実施する募集型)

この旅行条件書は、株式会社遠鉄トラベルが企画・実施する募集型企画旅行に適用となります。お申込みの際には、必ず本旅行条件書をご確認の上、お申込みください。

その他、当社の企画・実施する募集型企画旅行

この旅行条件書は、旅行業法に基づき、お客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。お申込みの際はパンフレットや本旅行条件書を十分ご確認のうえ、本募集型企画旅行の内容につきご理解をいただきますようお願いいたします。

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社遠鉄トラベル（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、募集パンフレット、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款（募集型企画旅行の部、以下「当社約款」といいます。）によります。

### 2. 旅行契約のお申込み・予約・契約責任者によるお申込み

- (1) ①当社②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます）のそれぞれにおいて、ご来店、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてお客様からの旅行契約のお申込みまたは予約を承ります。
- (2) 当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (3) ご来店の場合、所定の申込書（以下「申込書」といいます。）の提出と申込金のお支払いをもってお申込みいただきます。
- (4) 当社らは、電話、郵便およびファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、予約の時点では第4項でいう旅行契約は成立しておらず、お客様は予約日の翌日から起算して原則として3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (5) 前(4)につき、所定日までに申込金のお支払いがない場合、当社はお客様に通知の上当該予約はなかったものとして取扱うことがあります。（通信契約【第21項】の場合を除きます。）
- (6) 取消対象期間外にお申込みされた場合で、当時点において満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできないときは、当社はその旨を説明して以下の取扱いをします。
  - ①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、(3)または(4)に従い申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
  - ②手配の完了等で当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点（以下「契約締結可能時点」といいます。）が、取消対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間に入る日より前にお客様にその旨を通知します。
  - ③前②の通知時点でお客様が旅行契約の締結を引き続き強く希望されるときは、お客様の旅行契約に対する待機可能期限（以下「契約待機可能期限」といいます）を確認し、手配の完了に向けて努力をします。

- (7) 取消対象期間内にお申込みされた場合で、当時点において、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできないときは、当社はその旨を説明して以下の取扱いをします。
  - ①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、前(3)または(4)に従い、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
  - ②契約待機可能期限を確認した後に、手配の完了に向けて努力をします。
- (8) 前(6)(7)の場合、手配の完了は保証されたものではありません。
- (9) 申込金の額は以下とします。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

旅行代金の金額(お一人様)	申込金の額(お一人様)
1万円未満	3,000円以上旅行代金まで
1万円以上3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
3万円以上6万円未満	12,000円以上旅行代金まで
6万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
10万円以上15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円以上	旅行代金の20%

※上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。ただし、特定期間および特定コースではこれと異なる場合があります。その際はその旨詳細を別途パンフレットに表示します。

- (10) 当社らは、申込手続完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回（契約解除）等の連絡に係る当社らの営業日・営業時間・連絡先等を案内します。

### 3. お申込条件

- (1) お申込時点で20歳未満の方は、当社が別途定めた一定条件に該当する場合を除き保護者の同意書の提出が必要です。

- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の目的をもつ旅行については年齢、性別、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) 現在、健康を損なわれているお客様、慢性疾患、妊娠中の方、または障害をお持ちのお客様で特別の配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申込み時でお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。（症状によっては、航空会社等の利用機関から診断書の提出を求められることがあります。）
- (4) 身体に障害をお持ちのお客様は所定の「ハートフル・シート（お伺い書）」の提出をお願いします。
- (5) 妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加をいただくことを条件とします。ただし、出産予定日から28日以内にあたる航空機搭乗の場合、航空会社より医師の健康診断書の提出を要求されます。また、航空搭乗便が出産予定日の7日以内の場合は、産科医の同行が必要です。
- (6) いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助人／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはお申込みをお断りさせていただく場合があります。
- (7) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (8) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れのあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (9) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより当社らが別途手配旅行契約で別途料金をお支払いいただくことでお受けする場合があります。
- (10) お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用（第8項(1)に記載されたもの等）の払い戻しは行いません。
- (11) その他、当社らの業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

### 4. お客様との契約成立時点

- (1) 第2項(3)、(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- (2) 第2項(6)、(7)の場合は、同(6)③、(7)②の契約待機可能期限内に契約締結可能時点が到来し、この時点までにお客様から当該申込の撤回の連絡がなく、かつ当社が契約締結が可能になった旨をお客様に連絡したときは、この時点で成立します。
- (3) 電話またはご来店による事前のお申込みまたは予約が一切なく、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段にてお申込みまたは予約がなされた場合以下の時点で成立します。
  - ①事前に申込金のお支払いがあったときは、当社が承諾した旨の通知を発送した時
  - ②事前に申込金のお支払いがないときは、当社が申込金を受理した後に当社が承諾した旨の通知を発送した時

### 5. 契約書面および確定書面（旅行日程表、行程ご案内書等）の交付

- (1) 契約書面とは①パンフレット②本旅行条件書③旅行契約締結年月日を証する書面（ただし、第22項の通信契約のときを除きます。）をいい、確定書面とは出発前にお渡しする「旅行日程表」や「行程ご案内書」のことをいいます。
- (2) 当社らは、旅行契約成立後、速やかに契約書面をお渡しします。ただし、既にお申込み時点でこれをお渡ししている場合は、この限りではありません。
- (3) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面および確定書面に記載するところによります。
- (4) ①旅行サービスの提供を最初にするための集合場所および時刻、②旅行日程、③宿泊機関の名称、④利用する運送機関の名称およびその便名、⑤添乗員が同行しない場合の旅行地における当社、またはサービス提供機関との連絡方法等が記載された最終旅行日程表をお渡しいたします。
- (5) 最終旅行日程表については、遅くとも旅行開始日の前日迄にお渡しします。なお、旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して7日以降になされた場合、お客様の同意を得て旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- (6) 当社らは、旅行日程表をお渡する前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあった場合は、迅速かつ適切にこれに回答します。

### 6. お支払い対象旅行代金

- (1) 特に注釈のない限り、満12歳以上の方は大人旅行代金、満6歳以上12歳未満の方は子供旅行代金（航空機利用の場合は満3歳以上12才未満の方が子供旅行代金）となります。
- (2) 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレット価格欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」、「取消料」、「違約金」および「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 7. 旅行代金のお支払い期日

旅行代金は、旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申込みの場合は、申込時点または、旅行開始日以前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- パンフレットの旅行日程にて明示した以下のものが含まれています。ただし、パンフレットにて特定項目につき「含まれない旨を明示した場合はこの限りではありません。(注:優待ツアー等)
  - 航空運賃・料金(\*注釈が無い限り航空機は普通席利用)
  - 船舶、鉄道等、上記①以外の利用運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示しています。)
  - 送迎バス等の代金(空港・駅・埠頭と宿泊ホテル間)、都市間の移動等のバス代金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます
  - 観光・視察の代金(バス代金、タクシー代金、入場代金等)
  - 宿泊代金、税金、サービス料金(一部屋の利用人数はパンフレットに明示します。)
  - 食事に係る代金及び税・サービス代金
  - 手荷物の運搬料金。(国内航空機で運搬の場合はお一人様15Kg以内が原則となっておりますが、ご利用方面によって異なりますので詳しくは係員におたずね下さい。)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。
  - 添乗員同行コースでの添乗員同行代金
  - 利用空港の空港施設使用料
  - その他、パンフレットの中で含まれる旨表示したものと
- (2) 上記のものはお客様の都合により利用しなくても払戻しの対象外となります。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 自宅から発着空港、指定集合場所等までの交通費や宿泊費等
- 超過手荷物料金(規定の重量の超過分)
- クリーニング、電話に係わる料金、その他追加飲食等の個人的諸費用
- 傷害・疾患に関する医療費等
- 「オプションツアー」等と呼称し、旅行先にて希望者のみを募って実施する小旅行
- その他パンフレットや募集広告内で含まれない旨表示したものと

## 10. 追加代金

- 第6項でいう「追加代金」とは以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)
- 航空便の選択、航空機の等級の選択にかかわる追加代金
  - 宿泊施設の指定、延泊等による宿泊追加代金
  - パンフレット等で明示するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
  - その他パンフレット等で基本旅行代金に追加する旅行代金。

## 11. 割引代金

- 第6項でいう「割引代金」とは以下の代金をいい、その一部を例示します。
- パンフレットに明示した、一つの部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した一人あたりのお部屋割引代金
  - その他パンフレットの中で「〇〇割引代金」と称するものと

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由、および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、

## 13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約の成立後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合、当社は、その増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前までにお客様にその旨を通知します。
  - 当社は、前(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、前(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増額した時は(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き)当社は変更差額だけ旅行代金を増額します。
  - 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少した時は、当社は、変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責めに帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

## 14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を、お客様が指定した別の方に譲渡することができます。ただしこの場合当該お客様は、第16項に定めた取消料のお支払いに替え、当社は当該交替に要する手数料として3,000円をお支払いいただきます(ただし、取消料対象期間外の場合を除きます。)。また、この交替が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日以降の場合で、お客様の交替に伴う航空券の再発券に際し、航空運賃に差額が生じるときは、それらはお客様の負担とします。この契約上の地位の譲渡は、当社の

## 15. 旅行契約の解除・払戻し

### (1) 旅行開始前

#### ① 旅行開始前のお客様の解除権

(ア) お客様は旅行契約が成立した後に以下の<表1>で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台・1室あたりの)ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(注1)「旅行契約の解除日」とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。(お申し出はファクシミリ、電子メール等によるものも含まれます。)

(注2) お申し出の期日により、取消料の額に差が生じることもありますので、当社の営業日、営業時間、連絡先(電話番号、ファクシミリ等)および連絡方法はお客様自身でも、申込時点に必ずご確認願います。

<表1>

(A) 旅行契約の解除日	*(B)以外の募集型企画旅行契約	
	取消料	
	飛行機・JR利用コース	
a) 出発日の前日から起算して遡って21日目までの解除	無料	
b) 20日～8日前まで	旅行代金の20%	
c) 7日前～2日前まで	旅行代金の30%	
d) 旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
e) 旅行開始日当日	旅行代金の50%	
f) 旅行開始後、又は無連絡不参加	旅行代金の100%	
(B) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規程によります。	

\*各パンフレットに適用取消料が別途、明示されている場合は、その取消料を適用いたします

(注2) 上記<表1>内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間および特定コースでは、取消料の額は当社の約款の規程する範囲内で変更になる場合があり、その旨当該コースのパンフレットに表示します。

(注3) 追加代金を支払って本体のコースに付加して企画・実施する「〇〇プラン」等と呼称するものは該当プランの代金を旅行代金とみなし<表1>に基づき取消料を算出します。また、当該プランの「出発日」は本体の出発日とみなします。

(注4) 上記<表1>内の「旅行開始後」とは、本条件書18項「特別補償」に記載する、約款の別紙「特別補償規程」の第2条3項の定めによります。

(イ) 旅行契約成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

(ウ) ローン利用時で各種ローンの取扱手続上およびその他渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

(エ) お客様は以下の場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

- 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第19項の<別表2>左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
- 第13項(1)に基づき旅行代金が増額改定されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、第5項の(4)に記載の最終旅行日程表を同項に規定するまでにお渡ししなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(オ) 当社は前(ア)(イ)(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差引き、払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また前(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

#### ② 旅行開始前のお客様の解除権

(ア) お客様が第7項に指定する期日までに旅行代金を支払われないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社はその翌日に旅行契約を解除します。この場合は前①の(ア)の<表1>に定める期日相当の取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(イ) 以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様が契約内容に関し、合法的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに(日帰りは4日前までに)旅行中止のご通知をいたします。
- スキーを目的とするコースにおける降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのおそれが極めて大きいとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(ウ) 当社は、前(イ)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金(または申込金)を全額払戻します。

## (2) 旅行開始後

### ①旅行開始後のお客様の解除・払戻し

(ア)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払戻しはいたしません。

(イ)旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。

(ウ)前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻します。但しその事由が当社の責に帰さない場合は、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

### ②旅行開始後の当社の解除・払戻し

(ア)以下に該当する場合は、旅行開始後であっても、あらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認めるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員やその他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者もしくは同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫等により、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- (イ)解除の効果および払戻

前(ア)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払い、または、これから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

### (ウ)旅行代金の払戻し

当社は、第13項および第15項の規程により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。

(エ)前(ア) a.c.により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

## 16. 旅程管理業務、及び添乗員

- 添乗員同行表示コース** 全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 現地添乗員同行表示コース** 原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- 現地係員案内表示コース** 添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- 個人型プラン (JR利用Eぶらん)** 添乗員等は同行しません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。
- 貸切運送契約プラン (優悠タクシーの旅)** お客様単位で運送機関の貸切契約を前提として募集する募集型企画旅行においては添乗員等は同行しません。旅行サービスの提供を受けるための手続きは、必要なクーポン類をお渡しした場合はお客様ご自身が、お渡ししない場合は運送機関の乗務員がそのお手伝いをいたします。
- 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。貸切運送契約プランでは運送機関の乗務員がそのお手伝いをいたします。

## 17. 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」という。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が以下に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社はお客様に対して前(1)の責任を負いません。
  - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - 官公署の命令、伝染病による隔離、または、これらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
  - 自由行動中の事故。
  - e. 食中毒。
  - f. 盗難。
  - g. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
- 手荷物について生じた前項(1)の損害については、前項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円までといたします。(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)

## 18. 特別補償

- 当社は、17項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「別補償規定」により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、以下の通りあらかじめ定める額の補償金および見舞金を、又、手荷物に対する損害については損害補償金をお支払いします。

- 死亡補償金: 1,500万円
- 後遺障害補償金: 程度に応じて死亡補償金の3~100%
- 入院見舞金: 入院日数により2万円から20万円
- 通院見舞金: 通院日数により1万円から5万円

### ⑤携帯品損害補償金: お客様1名につき15万円を限度

ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

- 前(1)の損害については当社が第17項(1)の規程に基づく責任を負うときは、この補償金を、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、自殺行為、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー・マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等、約款の「特別補償規程」第3条および第5条に該当するような場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含
- 当社募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- パンフレットおよび旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

## 19. 旅程保証

- 当社は、以下の<表2>左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、当該変更が次の①②で規程する変更を除きます)は、第6項で定める「お支払い対象旅行代金」に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)に規程に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋、その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
  - (ア)旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
  - (イ)戦乱 (ウ)暴動 (エ)官公署の命令
  - (オ)欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
  - (カ)遅延、運送スケジュール変更等の当初計画に よらない運送サービスの提供
  - (キ)お客様の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- 第15項の規程に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- 当社が支払うべき変更補償金の額はお客様1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

<表2> <変更補償金>

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
① パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③ パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ パンフレットに記載した日本国内の旅行開始たる空港または旅行終了たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ パンフレットに記載した日本国内と外国の間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1) 旅行日程表(確定書面)が交付された後は「パンフレット」は「旅行日程」と読み替えます。  
(注2) ①については「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ1件として算出します。  
(注3) ②については、「入場する観光地」「観光施設」それぞれ1件として算出します。  
(注4) ③については、利用日数にかかわらず、1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件として算出します。

(注5)④については1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件としますが、「種類」「会社名」の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また、一例としてA航空(普通席)からB航空(スーパーシート)のように等級がより高いものへの変更を伴うときは補償対象外とします。

(注6)⑦の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として算出します。

(注7)⑧の中で複数の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例として1人部屋から2人部屋への変更、スタンダードルームからスイートルームへの変更のように変更の対象ごとに好条件の部屋への変更のときは対象外とします。

(注8)⑧の中で「客室の種類」とは、スタンダード、デラックス、スイート、1人部屋、ツイン・ダブル等の2人部屋、3人部屋のことを言います

(注9)⑧の中で、「客室の設備」とは、バス・シャワーおよびトイレの設備の有無のことをいい、「その他の客室の条件」とは、階数指定、隣部屋指定または禁煙部屋指定等のことを言います。

## 20. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、またはお客様が当社の約款の規程を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後にパンフレットや旅行日程表に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 21. 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

(1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。

(2) 前(1)につき、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由があるときは当社らは通信契約をお受けできない場合もあります。

(3) 通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

①通信契約の申込みに際しては、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社らにお申し出いただけます。

②通信契約による募集型企画旅行契約は、お客様より「支払いの同意」、旅行条件等該当ページの「正常な印刷」(注)の2点がなされた当社が確認した上で、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発送した時に成立します。

③通信契約での「カード利用日」は、会員および当社らが募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

④与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第15項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

(注)事前にお客様の承諾を得て電子的に書面を交付した場合はこの限りではありません。

## 22. 個人情報の取扱

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社らは①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データをお土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号、および搭乗便名に関わる個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。尚、これらの事業者へデータの提供の停止を希望される場合は、旅行取扱店宛に出発前までにお申し出ください。

(3) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名・住所・電話番号またはメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり、必要となる最低限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業はそれぞれの企業案内、商品および催し物内容などのご案内や、ご購入いただいた商品の発送などのため、これを利用していただくことがございます。尚、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシー、及び個人情報管理者の氏名については、当社ホームページ(<http://www.e-trip.co.jp>)

## 23. 本旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

## 24. その他

(1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。

(2) 当社は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

## 25. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 旅行企画・実施

# 株式会社遠鉄トラベル

(観光庁長官登録旅行業240号)

〒435-0043 静岡県浜松市東区宮竹町172-1

## 旅行取扱店(受託営業所)